



鳥取県公報

平成 27 年 6 月 16 日 (火)
第 8 7 0 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (431) (東部振興課) 2 生活保護法による介護機関の指定 (432) (福祉保健課) 2 クリーニング師の研修及びクリーニング所の業務従事者に対する講習の指定 (433) (くらしの安心推進課) 3 大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (2 件) (434・435) (経済産業総室) 4 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画 (436) (水産課) 5 農用地利用配分計画の縦覧 (437) (経営支援課) 5 ふ化業者の登録 (438) (畜産課) 6 保安林の指定の解除予定 (439) (森林づくり推進課) 6 基本測量の実施 (440) (県土総務課) 6 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (441) (西部総合事務所地域振興局) 7 採石法による採取計画の認可の公表 (442) (西部総合事務所米子県土整備局) 7
◇ 教委告示	物品売払代金の徴収事務の委託 (20) (文化財課) 8
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出に対する知事の意見及びその理由 (住まいまちづくり課) 8 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活安全企画課) 8

告 示

鳥取県告示第431号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成27年8月9日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年6月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成27年6月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人八東川清流クラブ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
矢部 博祥
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
八頭郡八頭町用呂1269
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、八東川流域を中心とする地域において、人の生命にとって最も大切なきれいで安全な水の確保とそこに生息する魚・水生生物などが豊かな繁殖ができる環境整備及び人の心に潤いをもたらす河川の景観や憩いの場の創出等に寄与する事業を幅広い住民参画を通して実施する。これにより八東川流域の自然保護、地域住民の健康の維持・増進及び心の安らぎ・豊かさの増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第432号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成27年6月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社ロッカビアンカ	米子市西福原六丁目18-11	あいわ訪問介護ステーション・米子	米子市西福原六丁目18-11	訪問介護	平成27年3月10日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	ダイハウスくずも	米子市車尾三丁目12-16	小規模多機能型居宅介護	平成27年4月1日
社会福祉法人福生会	東伯郡三朝町大字横手396	グループホーム仁の里	東伯郡三朝町大字山田108-5	認知症対応型共同生活介護	平成27年5月1日
〃	〃	仁の里認知症通所介護事業所	〃	認知症対応型通所介護	〃

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所 の所在地	介護予防事業所の 名称	介護予防事業所の 所在地	介護予防事業の 種類	指定年月日
株式会社ロ ッカビアン カ	米子市西福原 六丁目18-11	あいわ訪問介護ス テーション・米子	米子市西福原六丁 目18-11	介護予防訪問介 護	平成27年3月10 日
社会福祉法 人こうほう えん	境港市誠道町 2083	デイハウスくずも	米子市車尾三丁目 12-16	介護予防小規模 多機能型居宅介 護	平成27年4月1 日
社会福祉法 人福生会	東伯郡三朝町 大字横手396	グループホーム仁 の里	東伯郡三朝町大字 山田108-5	介護予防認知症 対応型共同生活 介護	平成27年5月1 日
〃	〃	仁の里認知症通所 介護事業所	〃	介護予防認知症 対応型通所介護	〃

鳥取県告示第433号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修並びに同法第8条の3に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

平成27年6月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 研修及び講習を行う者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8-2
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地
公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター
鳥取市松並町二丁目160
- 3 第1型研修（クリーニング師が出席して受講するものをいう。以下同じ。）及び第1型講習（クリーニング業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）が出席して受講するものをいう。以下同じ。）の日時及び場所
 - (1) 第1型研修
日時 平成27年11月8日（日）午前10時から午後5時まで
（うち廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の2第8項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得するための講習（以下「特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習」という。）の科目は、午前10時から正午まで。その他の科目は、午後1時から午後5時まで。）
場所 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所
 - (2) 第1型講習
日時 平成27年10月25日（日）午後1時から午後5時まで
場所 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所
 - (3) 研修又は講習を継続的に受講している者で前回の受講修了証書の写しを提出したものについては、(1)又は(2)の時間を午後1時30分から午後5時までとする。
- 4 第2型講習（業務従事者が通信制で受講するものをいう。以下同じ。）のレポートの提出締切日及び受講対象者
 - (1) レポートの提出締切日 平成27年12月18日（金）
 - (2) 受講対象者 第1型講習を都合により受講できなかった業務従事者

5 受講申込期間

- (1) 第 1 型研修 平成27年10月19日（月）から同月30日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- (2) 第 1 型講習 平成27年 9 月28日（月）から同年10月 9 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- (3) 第 2 型講習 平成27年11月 9 日（月）から同月20日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

6 受講料

- (1) 第 1 型研修 5,000円（特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を含む場合は、8,000円）
- (2) 第 1 型講習 4,500円
- (3) 第 2 型講習 4,500円

7 受講申込先及び問合せ先

公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター
鳥取市松並町二丁目160
電話 0857-29-8590

鳥取県告示第434号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、その概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年 6 月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J Aランド 鳥取市安長252-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所

鳥取いなば農業協同組合 鳥取市行徳一丁目103

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 鳥取いなば農業協同組合 代表理事組合長 中島 建

変更後 鳥取いなば農業協同組合 代表理事組合長 谷口 節次

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

次のとおりとする。

4 変更年月日

平成26年 4 月 1 日ほか

5 届出年月日

平成27年 6 月 1 日

6 縦覧に供する期間

平成27年 6 月16日から 4 月間

7 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部経済産業総室及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、6 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を 7 の場所で縦覧に供する。）

鳥取県告示第435号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第 5 条第 1 項第 4 号から同項 6 号までに掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第 6 条第 3 項に

において準用する同法第5条第3項の規定により、その概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年6月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
JAランド 鳥取市安長252-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所
鳥取いなば農業協同組合 鳥取市行徳一丁目103
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
次のとおりとする。
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場・駐輪場の位置及び収容台数
次のとおりとする。
 - イ 荷さばき施設の位置及び面積
次のとおりとする。
 - ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
次のとおりとする。
 - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 開店時刻及び閉店時刻
次のとおりとする。
 - イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
次のとおりとする。
 - ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
次のとおりとする。
- 4 変更年月日
平成27年6月12日ほか
- 5 届出年月日
平成27年6月1日
- 6 縦覧に供する期間
平成27年6月16日から4月間
- 7 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部経済産業総室及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、6の期間内に、知事に意見書を提出することができる。
(「次のとおり」は省略し、その関係書類を7の場所で縦覧に供する。)

鳥取県告示第436号

沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第7条の2第1項の規定により、次のとおり水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を定めたので、同条第7項の規定により告示する。

平成27年6月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

「次のとおり」は、省略し、その計画書を鳥取県農林水産部水産振興局水産課に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第437号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成27年6月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

次の農用地利用配分計画に係る書類

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
岩美郡岩美町大字大谷586 農事組合法人大谷生産組合	岩美郡岩美町大字大谷及び大字岩本の一部
岩美郡岩美町大字牧谷367 濱崎 孝雄	岩美郡岩美町大字牧谷の一部
岩美郡岩美町大字黒谷102 農事組合法人小田みなみ	岩美郡岩美町大字延興寺の一部
岩美郡岩美町大字岩井169-2 有限会社いわみ農産	岩美郡岩美町大字宇治の一部
岩美郡岩美町大字太田117 吉田 保雄	岩美郡岩美町大字本庄の一部
八頭郡八頭町福地287 安部 寛	八頭郡八頭町市場、福地及び野町の一部
八頭郡八頭町市場396 山崎 儀章	八頭郡八頭町市場の一部
八頭郡八頭町野町110 田中 正則	八頭郡八頭町野町の一部

2 縦覧に供する期間

平成27年6月16日から2週間

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部経営支援課

4 意見書の提出

利害関係人は、この公告に係る農用地利用配分計画について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第438号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおりふ化業者の登録をしたので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年6月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	登録年月日	ふ化業者の名称、住所及び代表者の氏名	ふ化場の名称及び所在地
第1号	平成27年6月12日	株式会社大山どり 米子市淀江町中間16-2 代表取締役 島原 道範	株式会社大山どり 孵卵場 米子市淀江町中間608

鳥取県告示第439号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年6月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市関金町山口字良源寺1945の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第440号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年6月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量(国土調査に伴う基準点測量)
- 2 作業期間 平成27年7月1日から平成28年2月28日まで
- 3 作業地域 八頭郡智頭町及び八頭町、東伯郡三朝町並びに日野郡日南町、日野町及び江府町

鳥取県告示第441号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成27年8月9日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年6月16日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 申請のあった年月日
平成27年6月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人友愛子育ての森
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
友森 良民
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市富益町650
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、地域に生活する家族が笑顔を絶やさず暮らすために、地域の人々が世代を超えて交流する場所と機会を提供し、行政と共に、様々な子育て支援に取り組みながら地域の家族みんなが明るく笑顔で安全に子育てできる環境づくりと子供の最善の幸福を願う地域をつくる活動を通じて、次代を担う子供や子供を育てる家庭を支援する次世代支援に取り組み、地域と子供を大切にする地域コミュニティーの形成と活性化をめざす。又、現在、課題とされている環境問題にも、世代間の連携を図りつつ、地域一丸となり、暮らしやすい美しい街づくりを目指す活動を行い、地域経済の活性化と地域に根ざした健全な家庭環境の形成に貢献し、寄与することを目的とする。

鳥取県告示第442号

採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例(平成15年鳥取県条例第72号)第13条の規定により次のとおり公表する。

平成27年6月16日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

名称及び代表	主たる事務	認可の内容	認可年月日
--------	-------	-------	-------

者の氏名	所の所在地	採石場の所在地 及び面積	採取をする岩石の種 類及び数量	採取の期間	
株式会社丸福 代表取締役 福吉 正博	米子市淀江 町佐陀712 - 2	西伯郡伯耆町父 原字堤ヶ谷入口 582外40筆 (315,206平方 メートル)	花崗岩 (531,600立方 メートル) 風化花崗岩 (104,600 立方メートル)	平成27年5月18日か ら平成32年5月17日 まで	平成27年5月 11日
環境プラント 工業株式会社 代表取締役 河本 弘文	米子市高島 130- 1	西伯郡南部町東 上字切塞1250外 12筆 (91,639平 方メートル)	風化花崗岩 (30,057 立方メートル)	”	”

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第20号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、埋蔵文化財センターが刊行する図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年6月16日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

1 委託の相手

鳥取県教科図書販売株式会社

鳥取県立博物館振興会

公益財団法人鳥取市文化財団

2 委託期間

平成27年5月1日から平成28年3月31日まで

公 告

平成27年鳥取県公報第8688号で公告した（仮称）米子市米原6丁目複合店舗に係る鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模集客施設の設置の届出について、条例第11条第1項の規定に基づき、届出者に知事の意見及びその理由を通知したので、同条第2項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

なお、この意見に異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成27年6月30日までに知事に意見書を提出することができる。

平成27年6月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 知事の意見

届出施設の設置は、条例第3条に規定する基本方針に適合しており、条例第11条第1項第1号に該当する。

2 意見の理由

届出施設の設置場所について、条例別表第1の要件に全て適合し、条例第3条第3号に掲げる地域に該当していないことが確認され、また、設置届の縦覧期間及び条例第9条第1項に規定する住民説明会において、関係市町村の長及び関係住民から異議を唱える意見は提出されなかったため。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成27年6月16日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成27年7月22日 午前10時00分から 午後3時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部1階第1会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
経験者講習		平成27年7月23日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑